

## 安全・安心まちづくり推進地区の指定について

### 1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定に基づき、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定に基づく申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

### 2 指定申請のあった地区と内容

#### (1) 地区名

道和町会地区（防犯対策を推進する地区）

#### (2) 団体名及び代表者

道和町会 会長 大森 道昭 氏

#### (3) 申請内容

別紙申請書参照

#### (4) 地区の範囲

春日一丁目3番、4番、5番（1～3号）、6～8番、9番（16～30号）、春日二丁目1～4番、21番、22番、26番、後楽二丁目20番（10～16号）、21番（12～19号、20号）、水道一丁目11番、12番

### 3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和元年7月1日 推進地区指定の申請

令和元年7月26日 第39回安全・安心まちづくり協議会開催（審議）

令和元年8月19日～9月17日 該当地域の区民意見聴取

令和元年9月 推進地区指定の決定

(注) 防犯対策を推進する地区とは、条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

令和元年 7月 1日

文京区長 殿



団体名 道和町会  
代表者 氏名 会長 大森 道昭  
住所 [Redacted]  
連絡先 [Redacted]

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

道和町会地区は、春日一丁目・二丁目、後楽二丁目及び水道一丁目から成り立っており、区立第三中学校から安藤坂交差点付近までの安藤坂中央部分の両側、及び牛天神下から金剛寺坂までの巻石通り両側に位置しています。これらの道路から袋小路の小道が各所にあります。

マンションやアパートの住民が大半を占め、一部は戸建ての住宅が散在しています。商店街はなくコンビニが2軒、サラリーマン向けの食堂が3軒あるほか、各種の事務所があります。夜間に営業しているのはコンビニのみで、閑散とした住宅街となります。主要道路の安藤坂及び巻石通りには自動車の交通が多くあるものの、通勤時間帯を除くと人通りが少なく、特に夜間は途絶えがちです。

町会員の防犯意識とそれに基づく防犯対策はもちろん必要不可欠ですが、人の途絶えた地区は防犯対策が必要と考えられるため、当町会は安全・安心まちづくり推進地区の指定申請を行うことにしました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

道和町会にある区立第三中学校、北野神社(牛天神)の近隣については、夜間は無人となります。また、地下鉄丸ノ内線の車庫、線路及び三井家邸宅付近はほとんど人の出入りがありません。このため、不特定多数者の犯罪に対して町会員による防犯対策では対応ができません。このため、不特定多数者の犯罪に対して町会員による防犯対策では対応ができません。また、夜の交通事故は目撃者がいない可能性があります。将来的には防犯カメラの設置による地域防犯力の向上が必要と考えます。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

道和町会地区

4 指定を希望する期間

指定後5年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

(1)これまでの地域活動(実績)

- ① 富坂警察署より犯罪の発生状況や防犯対策についての情報提供を受け、掲示板に掲示することで、町会員の防犯意識の啓発を行っています。(最近は特殊詐欺、自転車の盗難、ひったくりの被害等)
- ② 年末夜警を3日間行うことで住民に防犯・防火の注意を喚起し、特に初日は子どもと町内を巡回することで、子どもたちの町会に対する理解・関心を深めるようにしています。
- ③ 春季・秋季の交通安全運動として、安藤坂交差点で学童登校時の交通整理を行っている。町内に東京メトロ事務所があることから、東京メトロ職員と協力して交通安全運動を実施しており、町内企業と町会の親睦を図る契機としています。
- ④ これまでの地域安全活動を評価していただき、道和町会会長が警視庁生活安全部長及び東京防犯協会連合会会長の連名による感謝状をいただいております。
- ⑤ 防犯のぼり旗(防犯標語)を設置しています。

(2)今後の活動内容(予定又は今後の希望)

- ① これまでの地域活動を着実に継続することに加えて、防犯カメラの設置により犯罪の抑止効果を高めるとともに、犯罪発生時の警察への資料提供を行い、事件の早期解決に協力していきます。  
(防犯カメラの設置にあたっては、プライバシーの保護及びコンプライアンスを意識した活用を行う必要があると認識しています。)

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること



礪川地区町会連合会

春日二丁目町会

春日二丁目

金富小学校

瀬徳SC中等部

表町町会

小石川表町会

春日一丁目町会

小石川富坂三丁目町会

通知町会

春日一丁目仲睦会

後楽二丁目

新小川町

後楽町会